

□ 発行/新潟県西蒲原郡西川町役場 □ 編集/総務課 □ 毎月10日・25日発行



冬の交通事故防止
「スピードは控めに」

○スリップに注意
○急ハンドルは厳禁
○交差点や横断歩道を通過するときは、車や歩行者の確認を



納税相談に おいでください!!

申告は2月16日から3月15日まで



町・県民税の申告

申告をしなければならぬ

本年一月一日現在で西川町に住所があり、次の事項に該当する場合はすべて町・県民税の申告が必要です。
ただし、所得税の確定申告書を提出した場合は、確定申告書に基づいて町・県民税を計算することになっていきますので、事業税と町県民税の申告の必要はありません。
一、昭和五十一年中(一月から十二月まで)に営業、農業等の事業を営んでいたかたや、大工、左官などで、所得税の確定申告

町・県民税と所得税の申告時期がきました。
町では、申告書の受け付け、所得の計算方法および申告書の書きかたの相談などのため、二月二十四日から三月十五日まで下記日程表のとおり納税相談を行います。それぞれ定められた日に相談においてください。
なお、所得税の確定申告などのために税務署から通知のあった場合は、指定の日に、指定された会場(巻務務署または西川町商工会館)へ向うていただきます。

をしないかた
二、昭和五十一年中に地代・家賃などの収入があつて、所得税の確定申告の必要のないかた
三、給与所得者で、前年中の給与所得以外の所得(地代・家賃・配当・外交員報酬・原稿料・印税など)について所得税の確定申告の必要のないかた
四、給与所得者で、二か所以上から給与(年金、恩給なども含まれます)を受けているかたで、所得税の確定申告をする必要のないかた(前職分を合算して年末調整をしたかたを除く)
五、昭和五十一年中に退職し、本年一月一日現在給与の支払いを受けていないかた
六、昭和五十一年中に所得税の源泉徴収を受けなかった貸金所得者(例えば農業専従者で日雇い所得などのあるかた)や家事使用人など
七、給与支払者から町あてに給与支払報告書(個人別明細書)の提出のないかた
農業所得者は
一、委託・受託耕作のあるかた
昭和五十一年中に耕作を委託したかた、または受託したかたで委託耕作届出書を提出していないかたは、二月二十日まで

納税相談日程表

月日	区 域		会場	月日	区 域		会場
	9時~12時	1時~4時			9時~12時	1時~4時	
2.24(木)	藤見町・学校町・水道町・新栄町・鱸 (農業所得者の申告は3月5日、ただし鱸は10日)		西川町役場	3.5(土)	旗 屋	見 帯	西川町役場
25(金)	1番町・2番町・3番町・東町・朝日町・千隈町 大正通 (農業所得者の申告は3月7日)			7(月)	六 分	桑 山	
26(土)	4番町・5番町・6番町 (農業所得者の申告は3月8日)			8(火)	善 光 寺	新 川	
28(月)	7番町・8番町・9番町 (農業所得者の申告は3月9日)			9(水)	矢 島	川 崎	
3.1(火)	上組・中作	中村・三ツ屋	升湯農業協同組合	10(木)	鱸・松崎	天竺堂	升湯農業協同組合
2(水)	下組・浦村	新田・升岡		11(金)	押 付	棋 島	
3(木)	大瀧・大関	川西・堀上		12(土)	真田・平野	西 汰 上	
4(金)	与三兵衛野・員柄 三角野			14(月)	下 山	中 島	

に届出書を提出してください
二、農業用機械を所有しているかた
トラクター(耕うん機を含む)トラック・田植機・コンバインおよび乾燥機などは、農業所得算定の特別経費として控除されます(昨年中に使用された農業用機械に限られます)。
昨年の九月三十日現在で行った「農業用機械等の所有状況等調査表」を提出していないかた提出後に移動のあったかたで申告をしていないかたは、二月二十日までに手続きをしてください。申告をしないと経費として控除されません

申告書に事前にご
書いていただくもの
納税相談当日は、会場が混雑しますから、ご自分の住所、氏名とそのふりがな、職業、電話番号、生年月日、控除対象配偶者、扶養親族、生命保険料および事業専従者欄などは、前もって書いてきてください。
お持ちいただくものは
一、申告用紙(十七日ごろ発送の予定です。二十三日ごろまでに届かなかつたかたは、申し出てください)
二、所得計算に必要な帳簿書類

所得税の申告

所得税は、申告納税制度です。昨年中の所得金額を自分で計算し、確定申告書を作成して二月十六日(水)から三月十五日(火)までの間に正しい申告と納税をしてください。
確定申告をしなければならぬ人は、おおむね4ページに記載の場です。
なお、申告書の書き方などがわからなくてお困りのかたは、無料納税相談所または税務署などでお気軽に相談を受けてください。
白色事業所得のかた
一、委託・受託耕作のあるかた
昭和五十一年中に耕作を委託したかた、または受託したかたで委託耕作届出書を提出していないかたは、二月二十日まで

無料納税相談所 を開設

月日(曜)	時間	場 所
三月七日(月)	午前九時 午後五時	巻務務署
三月八日(火)		

次の日程で相談を受けますので、遠慮なくご利用ください。
なお、相談の日時などについて、税務署からあらかじめ案内を受けたいかたは、なるべく指定の日においてください。

農業所得のあるかた
農業所得標準は各町村で作成しますので、町・県民税の納税相談日程表により相談を受けてください。
譲渡所得のあるかた
相談の日時などについてあらかじめ案内を受けているかたは、なるべく指定された日に税務署へおいでください。その他のかたで譲渡所得のあるかたは、申告期間中に税務署または役場へご相談ください。

その他のかた
税務署では、三月十五日までの所得の納税相談を行っていますので、申告書の書き方などについてわからなくてお困りのかたは、お気軽に相談においでください。
なお、三月十日以降は相当混雑することも予想されますので、なるべく早めにご利用ください。

お持ちいただくものは
一、申告の案内状および確定申告書用紙
二、給料の支払等源泉徴収に関する帳簿書類
三、給料等の支給を受けているかたは、生命保険料および損害保険料の支払証明書
四、源泉徴収票
五、印鑑
六、その他申告に必要なもの

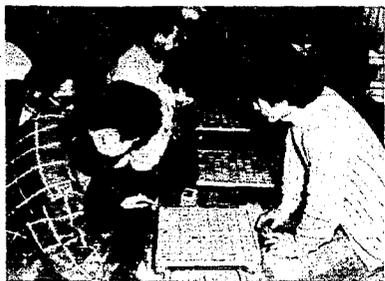
無料相談日程表

月日(曜)	時間	場 所
三月三日(木)	午前九時 午後三十分	西川町商工会館
三月四日(金)		



申告は
早めに

その他
一、所得税の確定申告をしたかたは、事業税と住民税の申告をする必要はありません
二、振替納税を利用されているかたは、直接金融機関へ納付しないで、振替用納付書を申告書に添えて税務署へ提出してください
三、第三期分の税額の半分以上の(4ページへ続く)



新春囲碁・将棋大会

一月二十三日(日曜)に新春囲碁・将棋大会が公民館で行われました。

囲碁大会に二十人、将棋大会に三十五人が参加し、終日熱戦をくりひろげました。

成績は次のとおりでした。

(敬称略)

囲碁の部

A級 優勝 倉部 慶司(鱈)
準優勝 和田 昇(鱈)

- 将棋の部
- A級 優勝 武田 芳夫(湯東村)
準優勝 加藤 哲夫(六分)
- B級 優勝 保坂 勇(湯東村)
準優勝 八百板勇平(藤見町)
- C級 優勝 小田 米一(湯東村)



準優勝 小林 栄(真田)
三位 長谷川重孝(新栄町)

朝日町	佐藤 巳代二	千代町	赤川 守平	藤見町	真島 喜作	大正通	本間 栄太郎	旗屋	深沢 誠一	松崎	加藤 武雄	六分	近藤 一男	見光寺	赤川 清三郎	桑山	神田 長一郎	新川	小林 寅二	上組	石田 寅二	中村	石川 俊蔵	中屋	小林 逸平	三ツ	白倉 逸平	下組	山形 末蔵	新田	山形 末蔵	大浦	小林 正義	浦村	大岩 利義	大岡	泉井 正義	升岡	佐木 小次郎	川西	阿部 小次郎	与兵衛野	堀内 正雄	堀野	吉野 熊一	福田 熊一	加藤 熊一	三貝	野野
-----	--------	-----	-------	-----	-------	-----	--------	----	-------	----	-------	----	-------	-----	--------	----	--------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	--------	----	--------	------	-------	----	-------	-------	-------	----	----

(3ページから)

金額を三月十五日(火)までに納めますと、残額は五月三十一日(火)まで延納できます。

ただし、延納期間中は、年七・三%の割合で利子税がかかります。延納希望者は、確定申告書の「延納の届出」欄に必要事項を記載してください。

確定申告をしなければならぬ人たち

◎事業所得や不動産所得などがある人

◎一般の人の場合：五十一年中の

- 所得金額の合計額から扶養控除基礎控除、そのほかの所得控除を差し引いて算出した税額が、配当控除額より多い人
- みなし法人課税の選択をしている人：選振者全員
- ◎給与所得がある人
- サラリーマンの大部分のかたは申告をする必要はありませんが、次のいずれかに該当する人は、申告しなければなりません。
- 五十一年中の給与の収入金額が一千万円を超える人
- 給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が二十万円を超える人
- 二か所以上から給与を受けている人で、年末調整された給与以外

国民年金の付加保険

だれしも老後の生活を安定したものにしたいと願ひ、いろいろお考えのことと思います。

ところで、国民年金に付加保険料制度があることをご存じでしょうか。

付加保険料とは、もう少し多く保険料を納めてもよいから、より高い年金を受けたい、という加入者の強い要望にこたえて設けられたものです。この制度に加入しな

すと、定額保険料(一か月一、四〇〇円、四月から二、二〇〇円)のほかに、一か月四〇〇円をたしませして納めることとなります。そして、納めた期間に応じて、定額年金に加算した年金が受けられます。

例えば、定額保険料を二十五年納めた場合、老齢年金額は三九〇〇〇円ですが、付加保険料を納めた場合には、年金額が六〇、〇〇〇円増額され、四五〇、〇〇〇円となります。

二十五年間納めた付加保険料の総額は、一、二〇〇、〇〇〇円ですが、年金を二年間受けたら、もとがとれる勘定になります。

こうしてみますと、付加保険料を納めることは、あなたの老後にとって、たいへん有利な財産づくりであると言えます。

なお、この付加保険料制度は、保険料の免除を受けている人を除いて、だれでも加入できます。

戸籍のおはなし ③

一 出生届

子供が生まれたときは、十四日以内に役場へ出生届を提出しなければならぬことになってます。

届け出をしないと、その子供は、いつまでも戸籍に載りません。入学、就職、結婚するときなど、いろいろと困ることもあります。

子供の名前をつけるときは、

かたかな、ひらがな、当用漢字、人名用漢字(新たに、二十八字追加されました。昭和五十一年八月二十五日号の広報にしかわを参照してください)を用いなければなりません。

出生届は、お産に立ち会ったお医者さんか助産婦さんから証明してもらい、必要事項を記入のうえ、母子手帳と保険証を添えて、父親か母親が届け出をしてください。

届け出は、本籍地または住所地のほか、出生地でもすることができます。本籍地以外のごろに届け出をするときは、二通

二 婚姻届

必要です。

結婚は、男女の合意(夫婦になる契約)さえあれば成立します。ただし、未成年者の場合は、父母の同意が必要です。

しかし、婚姻届の提出を忘れていたり、たとえどんなにすばらしい結婚式を挙げて、いっしょに生活していても法律上の夫婦とは認められません。いわゆる内縁関係であって、その間にできた子供は戸籍上「父の子」になつてしまいます。

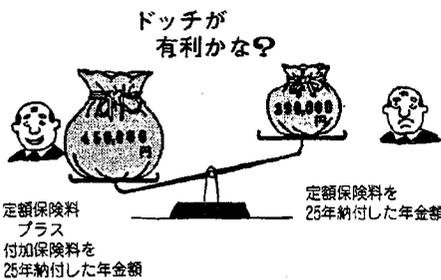
結婚式の準備とあわせて、婚姻届の準備もしておいてください。

贈与税の申告もお忘れなく

昭和五十一年中に財産の贈与を受けたかたは、二月一日から三月十五日までの間に贈与税の申告と納税をしていただくことになっています。

税務署では、申告期間中に申告と納税の相談を受けることになっていますので、忘れないで申告してください。

なお、税務署から案内を受けているかたは、できるだけ指定された日におかけください。



昭和52年 区長さんの顔ぶれ

東町	入前 久一	九番	桑原 清	七番	遠藤 一雄	六番	朝妻 久	五番	清水 敏夫	四番	安部 正次	三番	坂井 正	二番	多賀 太市	新栄	高橋 洋太郎	学校	吉田 武	水道	水野 猛	学校	小野 常	第一区	近藤 三治	第二区	石黒 沢二	第三区	樋浦 昭二	下島	石黒 誠一	中島	岩崎 清一	真田	内藤 宏児	真田	伴 宏	天竺	大滝 重作	矢野	中沢 朗一	押付	小林 与喜夫
----	-------	----	------	----	-------	----	------	----	-------	----	-------	----	------	----	-------	----	--------	----	------	----	------	----	------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-----	----	-------	----	-------	----	--------

明るい家庭をつくるために

(健全な青少年を育成するため)

旗屋 多賀 忠吉

私は明るい家庭づくり、その中でも、両親の健全な家庭ではなく、母親と子供、父親と子供のいわゆる片親だけの家庭の子供たちについて、考えてみました。

子供たちにとって家庭とは、成長過程で一番大事な生活環境といえます。その過程で、片親の子供たちには大きな負担がでるものです。



その負担とは、子供が一つの失敗や、事件などを起こした場合、両親の健全な家庭は「子供なんだから、若いんだから」ですみますが、片親だけの子供には「あそこの家は父さんがいないんだから、母さんがいないんだから、あんな子供に育つんだよ」などという非難の音があがるということです。ところで、このような声は、だいたい成人したかたがたからで

るものです。

このような声を子供たちが耳に入れることによって、子供たちもそのような考えを持つようになるでしょう。そのために、片親だけの子供は、友達どうしのグループにも入れず、自分だけの世界に閉じこもるようになるでしょう。その子供は、自分だけの世界をどこに求めようか。おそらく自分の家庭でしょう。その家庭も片親であるため、子供独りの世界となるでしょう。そのような環境が、子供たちのために健全な生活環境だということはできないと思いません。かといって、子供のことで、親が仕事を中断して家庭に帰ることもできないでしょう。

だから、できるだけ子供たちにもんがが平等に接するようにしてもらいたいと思います。子供は、グループから離れた場合、スポーツなどを通じて、別のグループの一員となるように努力することも必要でしょう。そうすることによって、たとえ片親の家庭であるとはいえ、健全な生活環境の中に

いるといつてよいでしょう。そこで、ここで述べた成人者の子供たちに接する態度が問題になってきます。

まず、子供たちに差別をつけない。両親の健全な家庭の子供たちと同等に扱う。このようなことに努力していただきたいと思えます。また、片親の子供たちの家庭のかたがたは、子供のことをよく理解しよう努めていただきたいと思えます。例えば、子供をしかるにしても、その原因をよく知ったうえで、話をしてやる。できるだけ

二月の役場事務相談

役場事務のことで、「こんなことが聞きたい」、「これはどうなっているか」、「困っていること」などがありましたらお気軽にご相談ください。

なお、電話によるご相談も歓迎しております。(相談員自宅電話番号二五二二番)

また、いつでも、どこでもお会いになったとき、お気軽にご相談ください。

とき 二月二十二日午後一時から午後三時まで
ところ 西川町役場

相談員 石黒喜十郎氏



3月1日です

け子供との対話の時間を多くつく。どんなに仕事が忙しくても、子供の行動を、できる限りつかんでおくことなどです。

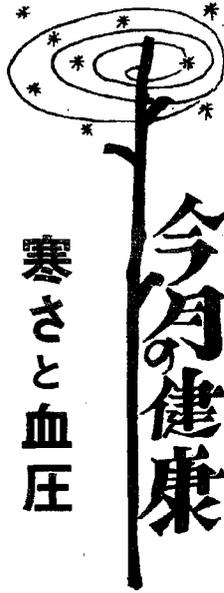
それに一番たいせつなことは、子供たちは、自分の親の行動を、しらすらすのうちに見ているということです。そのために、その家庭の親はもろろんのこと、他の家庭の親も、成人して子供たちと接する機会が多くなるかとも、日ごろから、親として、社会人として良識のある行動をしていただきたいと思えます。

住みよい西川町にするため町長に「こんなことを聞いてみたい」、「こんな意見を言ってみたい」とお考えのかたはお気軽にお電話ください。

▽毎月第一火曜日
午後五時から五時二十分まで
▽電話 三一五五番



社会福祉協議会の福祉活動専門員高井熊雄さんは、町の社会福祉に役立ててほしいと三万円寄付されました。



冬を健康に過ごすには、寒さに対する注意がぜひ必要です。

(寒さは血圧を上げる)
脳卒中で死亡する人が冬に多いのは、寒さによる刺激が大きく影響しているからです。
寒冷による刺激テストでは、二分間寒さにさらされることによつて、血圧が五〇ミリ水銀柱近くも上がるといふ結果がでています。
寒さは血圧の大敵です。

(寒さを防ぐくふうを)
寒い思いをしないよう、暖かくするように心がけましょう。
※部屋全体を暖かく
朝起きて冷蔵庫を開けると、湯気がでるといわれるくらいに部屋は冷えてきています。
ストーブを使用して部屋全体を暖かくしましょう。
※外出するときは防寒を
帽子や手袋を必ずつけましょう。首筋は特に寒さに敏感です。えり巻きやスカーフなども忘れ

毎日の食事作り

保健委員 新川 椎谷 八重

子供に「キエウリはいつでますか」と聞けば「冬でます」と言うくらいに野菜の出回っている今日ですが、家族の健康をあずかる主婦にとって、毎日の食事作りは大きな仕事です。
「さあ今日はなんのごちそうをしましょうか」と思案にくれてマーカーをのぞいてあれこれと考えているうちに献立ができたり、台所の野菜をながめているうちに

煮物ができたりします。これらのくふうは、男性にはわからない、台所を任せられている女性の悩みのひとつになっています。
「さあ御飯ですよ。今日のお魚はすくおいいですよ」と先手を打っておく。「ちよつと油断して魚が焦げすぎてしまった」、「みそが入りすぎて、おしるが塩辛い」という食事作りの失敗はなるべくしないように心がけています。

にたたせてから入りましょう。湿度によって温度の下がるのを防ぎます。
お年寄りや高血圧の人は、できる限り浴室の暖まった最後に入るようにしましょう。
長湯や熱いふろは禁物です。
※寝るときも暖かく
布団はじゅうぶん暖めてから入りましょう。また、軽い布団を何枚か掛けるようにしましょう。重すぎる布団は、むしろ血圧を上げます。
夜中に便所に起きる人は、特に注意が必要です。急に寒さにあうことは、血圧を急上昇させる最も危険です。できるだけ尿器



とにかくおなかいっぱい食べればよいとか、何か食べさせればよいとかいうような食事作りではなく、楽しみを感じ、明るい食生活ができるならすばらしいと思えます。味も、栄養も満足させることは、主婦にとってなかなか難しいことです。栄養に気をつけ、しかも家族にあきらめないよう献立に変化を持たせながら、食器にも盛り付けにも常にくふうしたいと思えます。
特に、農繁期の栄養確保のためには、しっかりと献立設計が必要だと思えます。

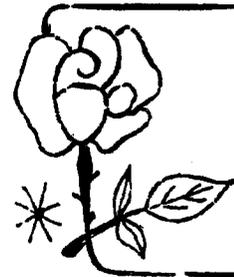
産業育成資金

区分	借入限度額	利率	返済期間	返済方法	申込期限	貸出日
短期貸し付け	100万円以内	年 7.0%	6か月以内	一括返済とする	毎月20日まで	毎月25日から
長期貸し付け	200万円以内	年 7.0%	24か月以内	元利均等の月賦返済とする(残額一括の繰上返済はできる)	毎月20日まで	毎月25日から

※日・祝日等に当たる場合は、いずれも翌日となります
※短期と長期との併用はできません

- 2月20日(日)
 - ・近郷少年少女卓球大会
 - ・西川中学校
- 2月22日(火)
 - ・お菓子作り講習会
 - ・午後1時から公民館

行事予定
公民館



【わたしの作品】

考える人



升湯小学校6年 玉木豊美さん

【評】

文字の中心をそろえて書いてあり、運筆も優。

指導 石川 淳先生

お知らせ

—心配ごと相談—

とき 毎週月曜日午後1時から午後3時まで
ところ 老人いこいの家「西川荘」
※ 心配ごとは、秘密・無料。お気軽においでください。

【2月の相談員】

- 14日 高井熊雄氏・丹羽隆清氏
21日 高井熊雄氏・赤川幸平氏
28日 高井熊雄氏・棚橋四重氏

—今月の納税—

●固定資産税(4期分)
☆納期限 2月28日
※ 納税には便利な口座振替制度をご利用ください。

—西川町史考を希望者に実費頒布—

教育委員会でもとめた「西川町史考」の、その3、その4、その5にまだ若干の残部がありますので、希望者に実費で頒布します。主な内容と頒布実費は次のとおりです。

その3 「村明細帳」について—西川町字善光寺一、奈門改帳にみる農村生活の一断面についてを中心に、古老に聞く西川の運河業(船頭)の話、押付村の半兵衛・佐左衛門の話、昔の木挽き職についてなどで68ページ。残は約20部で550円。

その4 善光寺村の成立と発展について、「西川」渡船場をめぐる問題の経緯についてを中心に、古老に聞く馬喰二代、馬の話などで55ページ。残は約50部で860円。

その5 善光寺のことも、刈り稲や作物等の紛失をめぐる取り決めについてを中心に、古老に聞く殺物検査の今昔、「越後糺消」その他の菓の製造販売についてなどで81ページ。残は約120部で860円。

※ 昔のことをいろいろと調査研究しているかたがたの発表の場がないことから、町史考にそういつたかたがたの成果を紹介させていただきたいと思っておりますので、奮って投稿くださるようお願いいたします。

提出期限 2月28日

提出先 公民館

なお、提出された原稿の掲載については、文化財調査審議会に一任くださるようお願いいたします。

—入学通知書は届きましたか—

教育委員会では、4月に小学校へ新たに入学する児童と、中学1年生になる生徒の保護者に1月27日付けで、入学通知書をお送りしました。

新入学児の対象は、昭和45年4月2日から昭和46年4月1日まで生まれた子供です。

なお、入学通知書がまだ届いていないときは、お手数でも教育委員会(電話3031番)へご連絡ください。

◆2月の衛生行事◆

Table with 6 columns: 日(曜), 種目, 対象, 場所, 時間, 備考. Contains details for blood pressure consultations, dog handling, and child health checks.

氏名 年齢 性別 職業 住所
石黒キサ 83 女 主婦 本町
玉木正司 65 男 本人 一番町



渡辺一男 (弥久保) 栄子 巨与兵衛野



氏名 年齢 性別 職業 住所
藤田友和 一雄 区 和利 見帯
近藤祐策 一和 区 純子 新田
神田純子 一和 区 石田美子 一和 区
佐野友美 一和 区 安藤史絵 一和 区
高橋史絵 一和 区 高橋厚志 一和 区



町民のういき